

独立行政法人国立美術館

第23期事業年度（令和5年度）

事業報告書

目 次

- 1 法人の長によるメッセージ
- 2 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等
- 3 法人の目的、業務内容
 - (1) 法人の目的
 - (2) 業務内容
- 4 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）
- 5 中期目標
 - (1) 独立行政法人国立美術館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）
 - (2) 一定の事業等のまとまりごとの目標
- 6 中期計画・年度計画
- 7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉
 - (1) ガバナンスの状況
 - (2) 役員等の状況
 - (3) 職員の状況
 - (4) 重要な施設等の整備等の状況
 - (5) 純資産の状況
 - (6) 財源の状況
 - (7) 社会及び環境への配慮等の状況
 - (8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉
- 8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策
 - (1) リスク管理の状況
 - (2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況
- 9 業績の適正な評価の前提情報
- 10 業務の成果と使用した資源との対比
 - (1) 令和5年度の業務実績とその自己評価
 - (2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評定の状況
- 11 予算と決算との対比
- 12 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 行政コスト計算書
 - (3) 損益計算書
 - (4) 純資産変動計算書
 - (5) キャッシュ・フロー計算書
- 13 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報
- 14 内部統制の運用に関する情報
- 15 法人の基本情報
 - (1) 沿革
 - (2) 設立に係る根拠法
 - (3) 主務大臣

- (4) 組織図
- (5) 事務所の所在地
- (6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
- (7) 主要な財務データの経年比較
- (8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

1.6 参考情報

- (1) 要約した財務諸表の科目の説明
- (2) その他公表資料等との関係の説明

1 法人の長によるメッセージ

国立美術館は、我が国における芸術文化の創造と発展等を使命とし、展覧会による多様な鑑賞機会の提供や教育普及活動、ナショナルコレクションの形成及び活用、美術を通じた国際文化交流の推進、国内美術館活動全体の活性化に寄与するためのナショナルセンターとしての活動など、美術振興の中心的拠点として様々な事業に取り組んでおります。

令和5年3月に設置した国立アートリサーチセンターでは、「アートをつなげる、深める、広げる」をキーワードに、国内外の美術館、研究機関をはじめ社会のさまざまな人びとをつなぐ新たな拠点として、専門領域の調査研究に留まらず、広く社会と連携しながら、情報収集と国内外への発信、コレクションの活用促進、人的ネットワークの構築、ラーニングの拡充、アーティストの支援などに取り組み、日本の美術館活動全体の充実を目指して活動しております。

各館においても引き続き、多彩な活動を展開して参りました。京都国立近代美術館では、開館60周年を記念し、開館以降重点を置いてきた分野の展覧会・作品収集活動を振り返る一連の展覧会を開催しました。国立新美術館では、現代作家を紹介する展覧会を積極的に開催し、新しい美術の動向や現代美術を広く国内外へ発信いたしました。多くの方に足を運んでいただける大規模な企画展を開催する一方で、日々の研究成果に基づいた専門性の高い展覧会をバランスよく、多様性にも配慮しながら開催し、作品や作家にまつわる新たな価値を積極的に発信したいと考えています。

世界情勢が大きく揺れ動く中、心豊かで多様な社会の実現と持続的な発展のために、美術や映画など文化芸術活動の果たす役割は極めて大きいと考えます。国立美術館は、美術や映画の変わることのない存在意義を様々な活動を通して、伝えていきたいと思っております。あらゆる人に開かれた美術館を目指し、文化芸術の多様な価値を活かした社会づくりに向けて、活動を展開して参ります。

(年度計画 URL https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/nendo_keikaku)

(実績報告書 URL https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/houkoku)

2 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

【運営基本理念】

当法人は、独立行政法人国立美術館法に基づき、美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とし、中期計画等に基づき業務を行います。

当法人は、上記業務を法令及び業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するよう努めます。

【運営方針】

当法人は、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とする我が国の唯一の国立の美術館であり、中期目標に掲げる役割を踏まえ、美術振興の中心的拠点として、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会の提供をはじめ、多様化するニーズを踏まえ、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していきます。

このため、東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立映画アーカイブ、国立西洋美術館、国立国際美術館、国立新美術館を設置するとともに法人本部に国立アトリサーチセンターを設置し、法人全体の運営方針の下、それぞれの美術館の理念・目的に基づいた調査結果や研究成果を基に、多様な鑑賞機会の提供としての展示事業や教育普及・研修事業、美術創造活動の活性化や我が国美術の国際的評価向上に資する活動、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料の収集・活用・保管・修理等の事業を有機的・体系的に行うとともに、生涯学習の推進や国際文化交流の振興、美術に関する情報の国内外への発信、SDGs（持続可能な開発目標）の実現など現代社会の課題解決に資する活動等に積極的に取り組み、我が国における美術振興・新文化創造の拠点及び我が国の美術館のナショナルセンターとしての役割を果たしていきます。

また、当法人は、中期目標に基づき、中期計画及び年度計画を定め、これらの計画に沿って業務を適正に運営します。

3 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

当法人は、美術館を設置して、美術（映画を含む。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的としております。

(2) 業務内容

当法人は、上記の目的を達成するため以下の業務を行います。

ア 美術館を設置すること。

イ 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。

ウ イの業務に関連する調査及び研究を行うこと。

エ イの業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、提供すること。

オ イの業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。

カ アの美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。

キ イからオまでの業務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。

ク イからオまでの業務に関し、美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

ケ アからクの業務に附帯する業務を行うこと。

4 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）

文化芸術基本法

国の政策：文化芸術推進基本計画（第2期）

【今後の文化芸術政策の目指すべき姿】

- ◎文化芸術の創造・発展、次世代への継承が確実に行われ、全ての人々に充実した文化芸術教育と文化芸術活動の参加機会を提供
- ◎文化芸術に効果的な投資が行われ、イノベーションが生まれるとともに、文化芸術の国際交流・発信を通じて国家ブランドの形成に貢献し、創造的で活力ある社会が形成
- ◎あらゆる人々が文化芸術を通して社会に参画し相互理解が広がり、多様な価値観が尊重され、心豊かな社会が形成
- ◎地域の文化芸術を推進するためのプラットフォームが全国各地に形成され、多様な人材や文化芸術団体・諸機関が連携・協働し、持続可能で回復力のある地域における文化コミュニティが形成

【第2期計画における重点取組】

- ①ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
- ②文化資源の保存と活用の一層の促進
- ③文化芸術を通じた次代を担う子供たちの育成
- ④多様性を尊重した文化芸術の振興
- ⑤文化芸術のグローバル展開の加速
- ⑥文化芸術を通じた地方創生の推進
- ⑦デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

- ①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、国際的に評価される現代作家の支援の推進など多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努める
- ②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していく
- ③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進する
- ④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与する

5 中期目標

(1) 独立行政法人国立美術館が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）

第5期中期目標期間（令和3年度～令和7年度）

当法人は、独立行政法人国立美術館法（平成11年法律第177号）第3条の目的に基づき、我が国における芸術文化の創造と発展、国民の美的感性の育成を使命とし、美術振興の中心的拠点として、①美術に関する作品等を広く国民に紹介するとともに、美術創造活動の活性化、国際的に評価される現代作家の支援を推進するなど多彩な活動を展開し、我が国の文化の向上・発展に努めること、②我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、積極的に活用するとともに、良好な状態で保管し、後世に文化を継承していくこと、③我が国の「顔」として海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際文化交流を推進すること、④我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、美術に関する情報の収集・整理、国内外への発信を行うとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の実現や障害者による文化芸術活動の推進、文化観光の振興等の現代社会の課題解決に寄与し、我が国における美術振興・新文化創造の拠点としての役割を果たすほか、調査研究の成果及び国立美術館が有する所蔵作品や人材を活用し、我が国の美術館のナショナルセンターとして、美術館活動全体の充実に寄与することが求められております。

(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

当法人は、中期目標における一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示しています。

具体的な区分名は以下のとおりです。

i 美術振興事業

当法人は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められております。このため、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化、我が国現代作家の国際的な評価を高めることに資する活動の推進などに積極的に取り組む必要があります。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた展覧会実現方法の抜本的な見直しや学習支援方法の改善等、新しい美術館のあり方を確立していくための取組が必要とされております。

ii ナショナルコレクション形成・活用・継承事業

当法人は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要とされております。このため、当法人は、コレクションの充実に努めるとともに、作品の保管環境の改善を進めるものとされております。

iii ナショナルセンター事業

当法人は、我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、海外の主要な近現代美術関係機関の動向や美術に関する国内外の市場動向に関する情報を含めた情報の収集・整理を行い、国内外に発信するとともに、国内美術館や美術関

係者、海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際交流を推進するなど、美術振興のナショナルセンターとして、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要とされています。

また、コロナ禍における「新しい生活様式」を踏まえた交流事業や連携事業等、新しい美術館のあり方を確立するための取組を推進するものとされております。

6 中期計画・年度計画

当法人は、中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当事業年度に係る年度計画の概要は以下のとおりです。

詳細については、第5期中期計画及び令和5年度計画を参照ください。

中期計画 https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/chuki_keikaku

年度計画 https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/nendo_keikaku

(注1) ピンク色はセグメント区分を表しています。

中期計画	令和5年度計画
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1. 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開	
(1) 多様な鑑賞機会の提供 ①-1 所蔵作品展 ①-2 企画展 ①-3 上映会等 ①-4 展覧会の魅力の創出（アンケート調査等） ①-5 6館共同企画展を踏まえた各館の連携の推進 ①-6 国立西洋美術館本館の活用及び公開の検討 ② 地方巡回展等作品活用の促進 ③ 巡回上映等	(1) 多様な鑑賞機会の提供 ①-1 所蔵作品展、企画展、上映会等、アンケート調査 ①-2 6館共同企画展を踏まえた各館の連携の検討 ①-3 国立西洋美術館本館の活用及び公開の検討 ②-1 地方巡回展 ②-2 国立美術館と全国の公私立美術館等との連携による新しいかたちの展覧会事業 ③ 巡回上映等
(2) 美術創造活動の活性化の推進 公募団体等への展覧会会場の提供、国が顕彰・育成してきた芸術家のための発表機会の提供、新しい美術動向や現代作家の紹介等	(2) 美術創造活動の活性化の推進 公募団体等への展覧会会場の提供等（国立新美術館）
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上 ①-1 国立アトリサーチセンターにおける国内美術館所蔵作品等の情報の国内外への発信 ①-2 国立美術館所蔵作品等のデジタル化・データベース化、所蔵作品総合検索システムの充実 ①-3 美術情報・資料の収集、レファレンス機能の充実 ①-4 我が国現代美術やメディア芸術の国際発信の推進、現存作家の国際発信支援等	(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上 ① ホームページの充実、所蔵作品情報等の発信等 ② 美術情報・資料の収集、レファレンス機能の充実 ③ 我が国現代美術やメディア芸術の国際発信の推進、現存作家の国際発信支援等
(4) 教育普及活動の充実 ① 幅広い学習機会の提供及びラーニングコ	(4) 教育普及活動の充実 ① 幅広い学習機会の提供（講演会、ギャラリー

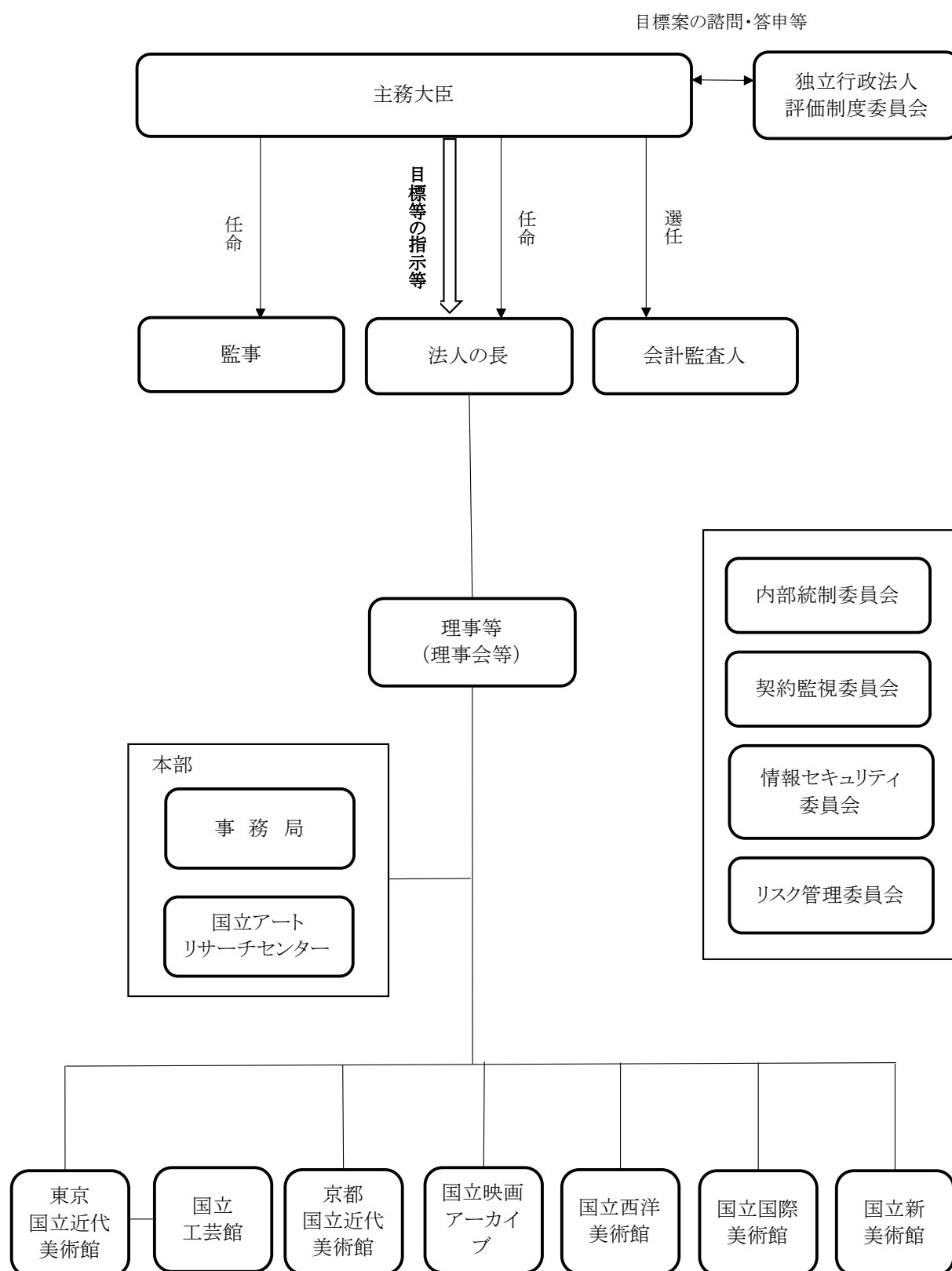
コンテンツ等の開発 ② ボランティアや支援団体との相互協力等による教育普及事業及び企業や地域等との連携による事業の開発・実施等 ③ 映画フィルム・資料を活用した教育普及活動	ートーク、アーティスト・トーク等) ② ボランティアや支援団体との協力等による教育普及事業及び企業や地域等との連携による事業の開発等 ③ 映画フィルム等を活用した教育普及活動
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信 調査研究の実施と成果の反映・発信等	(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信 調査研究の実施及び成果の発信（館の刊行物による発信、館外の学術雑誌、学会等における発信、インターネットによる発信等）
(6) 快適な観覧環境の提供 ①-1 高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境の形成 ①-2 展示の工夫等による鑑賞のしやすさへの取組 ② 入場料金、開館時間等の弾力化 ③ ミュージアムショップ、レストラン等の充実	(6) 快適な観覧環境の提供 ① 動線の改善、鑑賞のしやすさへの配慮、多言語化等 ② 入場料金、開館時間等の弾力化 ③ ミュージアムショップ、レストラン等の充実
2. 我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・活用・継承	
(1) 作品の収集	(1) 作品の収集
(2) 所蔵作品の保管・管理 ① 収蔵庫等の狭隘・老朽化への対応 ② 防災対策の推進・充実	(2) 所蔵作品の保管・管理 収蔵庫等の狭隘・老朽化への対応、保存環境の改善等
(3) 所蔵作品等の修理・修復	(3) 所蔵作品等の修理、修復
(4) 所蔵作品の貸与	(4) 所蔵作品の貸与
3. 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与	
(1) 国内外の美術館等との連携・協力等 ① 国内外の研究者の招へいによるシンポジウムの開催等 ② 我が国の作家、美術作品による展覧会開催のための海外の美術館との連携・協力 ③ 全国の美術館等との人的ネットワークの形成等 ④ 国立アトリサーチセンターによる連携・協力等	(1) 国内外の美術館等との連携・協力等 ① 国内外の研究者の招へいによるシンポジウムの開催等 ② 展覧会に関する海外の美術館との連携・協力 ③ 全国の美術館等との人的ネットワークの形成等 ④ 国立アトリサーチセンターによる連携・協力等
(2) ナショナルセンターとしての人材育成 ① 教育普及活動の充実に資するプログラムの開発・実施・普及、実践者の育成・研修 ② 鑑賞教育等にあたる人材育成 ③ 今後の美術館活動を担う中核的人材の育	(2) ナショナルセンターとしての人材育成 ① 美術教育の一翼を担うナショナルセンターとしての活動（教育普及活動の充実に資する教材の普及、美術館を活用した鑑賞教育の充実のための指導者研修の実施等）

成 ④ 国立映画アーカイブにおける人材育成	②-1 キュレーター研修 ②-2 今後の美術館活動を担う中核的人材の育成（インターンシップ等受入れ）
（３）国内外の映画関係団体等との連携等 映画フィルムの収集・保管・修復・復元、国際連携、所蔵映画フィルム検索システムの拡充、映画助成システムの改善等に関する協力、非フィルム資料のアーカイブ化に関する取組、ロケーションデータベースの運営、情報発信・人材育成機能の充実強化	（３）国内外の映画関係団体等との連携等 ① 映画フィルムの収集 ② 保管・保存・復元・修復 ③ 国内外への貸与及びコレクションの活用・発信 ④ 教育普及 ⑤ 博物館実習の受入れ ⑥ 人材育成 ⑦ 教育普及活動の充実に資する教材の普及 ⑧ FIAF への協力 ⑨「国立映画アーカイブ・大学等連携事業」の一環として講義等実施 ⑩「日本映画情報システム」事業に協力し、「国立映画アーカイブ所蔵映画フィルム検索システム」への接続を通じた所蔵情報の公開 ⑪映画祭等への協力 ⑫ FIAF 会議への参加 ⑬ 映画助成システムの改善等に関する協力 ⑭ 非フィルム資料のアーカイブ化に関する取組 ⑮ ロケーションデータベースの運営
Ⅱ．業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	
1 業務運営の取組 2 組織体制の見直し 3 契約の点検・見直し （１）契約の適正化 （２）施設の管理・運営 4 共同調達等の取組の推進 5 給与水準の適正化等 6 情報通信技術を活用した業務の効率化 7 予算執行の効率化	1 業務運営の取組 2 組織体制の見直し 3 契約の点検・見直し 4 共同調達等の取組の推進 5 給与水準の適正化等 6 情報通信技術を活用した業務の効率化 7 予算執行の効率化
Ⅲ．予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画	
1 自己収入の確保 2 保有資産の処分 3 予算（中期計画の予算） 4 収支計画 5 資金計画	1 自己収入の確保 2 保有資産の有効利用・処分 3 予算（年度計画の予算） 4 収支計画 5 資金計画
Ⅳ．短期借入金の限度額	

V. 不要財産及び不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	
VI. 上記以外の重要な財産の処分等に関する計画	
VII. 剰余金の使途	
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	IV その他主務省令で定める業務運営に関する事項
1 内部統制・ガバナンスの強化 2 施設・設備に関する計画 3 人事に関する計画 4 中期目標期間を超える債務負担 5 積立金の使途 6 その他業務運営に関し必要な事項	1 内部統制・ガバナンスの強化 2 施設・設備に関する計画 3 人事に関する計画 4 積立金の使途 5 その他

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況



(2) 役員等の状況

① 役員の状況

役職	氏名	任期	経歴
理事長	逢坂 恵理子	令和3年7月1日～ 令和8年3月31日	平成 9年10月 水戸芸術館現代美術センター芸術監督 平成19年 2月 森美術館アーティスティックディレクター 平成21年 4月 横浜美術館館長 令和 元年10月 国立新美術館館長 令和 3年 7月 独立行政法人国立美術館理事長 (国立新美術館長)
理事	田中 正之	令和5年7月1日～ 令和9年6月30日	平成 8年 1月 国立西洋美術館学芸課研究員 平成12年 7月 国立西洋美術館学芸課主任研究官 平成19年 4月 武蔵野美術大学造形学部准教授 平成21年 4月 武蔵野美術大学造形学部教授 令和 3年 4月 国立西洋美術館長 令和 5年 7月 独立行政法人国立美術館理事 (国立西洋美術館長)
理事	森 孝之	令和3年7月1日～ 令和6年1月5日	平成 2年 4月 文部省入省 平成25年 7月 文化庁長官官房著作権課長 平成29年 1月 文部科学省高等教育局医学教育課長 平成30年 1月 文部科学省初等中等教育局 初等中等教育企画課長 平成30年10月 文部科学省大臣官房総務課長 令和 元年 7月 文化庁審議官 令和 2年 7月 農林水産省大臣官房審議官(消費・安全局付) 令和 3年 7月 独立行政法人国立美術館理事(本部事務局長)
理事	石崎 宏明	令和6年1月6日～ 令和10年1月5日	平成 6年 4月 文部省入省 平成14年 4月 岩手県教育委員会事務局学校教育課長 平成16年 4月 文部科学省大臣官房人事課専門官 平成19年 8月 独立行政法人国立大学財務・経営センター准教授 (研究部) 平成22年 7月 文部科学省研究開発局海洋地球課極域科学 企画官 平成23年 9月 国立大学法人京都大学総長室担当部長 平成25年 4月 国立大学法人京都大学総務部長 平成26年 8月 文部科学省大臣官房政策課企画官 平成27年 8月 文部科学省研究振興局学術機関課学術研究 調整官 平成29年 8月 内閣官房「明治150年」関連施策推進室参事官 平成31年 4月 国立教育政策研究所研究企画開発部長 令和 3年 4月 文化庁宗務課長 令和 5年 4月 文部科学省大臣官房付大臣官房総務調整官 令和 5年 8月 文部科学省大臣官房省 改革推進・コンプライアンス室次長 令和 6年 1月 独立行政法人国立美術館理事
理事 (非常勤)	渡部 葉子	令和4年4月1日～ 令和8年3月31日	平成18年 4月 慶應義塾大学アート・センター特別研究助教授 兼キュレーター 平成22年 4月 慶應義塾大学アート・センター教授 兼キュレーター(現職) 平成31年 4月 慶應義塾ミュージアム・コモンズ副機構長 (現職) 令和 4年 4月 独立行政法人国立美術館理事
監事 (非常勤)	田中 淳	令和3年9月1日～ 令和7事業年度 財務諸表承認日まで	平成19年 4月 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所企画情報部 近・現代視覚芸術研究室長 平成20年 4月 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所企画情報部長 平成26年10月 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所副所長 平成29年 8月 公益財団法人大川美術館館長 令和 3年 9月 独立行政法人国立美術館監事

監事 (非常勤)	茶田 佳世子	令和3年9月1日～ 令和7事業年度 財務諸表承認日まで	平成13年 8月 茶田公認会計士事務所開設(現職) 平成13年 9月 日本アイ・ビー・エム株式会社 平成17年11月 リソース・グリーバル・プロフェッショナル 株式会社 平成29年 9月 日本アクセンチュア株式会社(現職) 令和 3年 9月 独立行政法人国立美術館監事
-------------	--------	-----------------------------------	---

② 会計監査人の名称及び報酬

会計監査人はEY新日本有限責任監査法人であり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当該事業年度の当法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、それぞれ10百万円(税抜)及び0円(税抜)です。

(3) 職員の状況

常勤職員は令和5年度末現在、148人(前事業年度より8人増)であり、平均年齢は45.1歳(前事業年度より0.5歳増)となっております。このうち、国等からの出向者は12人、民間からの出向者は0人、令和6年3月31日退職者は8人です。

(4) 重要な施設等の整備等の状況

① 当事業年度中に完成した主要施設等

国立新美術館空調設備蒸気配管更新等工事(第1期)(取得価額288百万円)

国立新美術館空調設備蒸気配管更新等工事(第2期)(取得価額496百万円)

② 当事業年度において継続中の主要な施設等の新設・拡充

国立新美術館土地(取得価額400百万円、累計額58,337百万円)

③ 当事業年度中に処分した主要な施設等

該当なし

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	81,019	-	-	81,019
資本金合計	81,019	-	-	81,019

② 目的積立金の申請状況、取崩内容等

当事業年度の総利益138百万円について、中期計画の剰余金の使途において定めた施設・整備の充実、教育普及事業費の充実及び調査研究事業の充実等に充てるため、独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第44条第3項に定める目的積立金として申請します。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳

令和5年度の法人単位の収入決算額は11,386百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率
運営費交付金	7,739	67.97%
展示事業等収入	1,853	16.27%
施設整備費補助金	920	8.08%
文化芸術振興費補助金	4	0.04%
受託収入	101	0.89%
寄附金収入	769	6.75%
合計	11,386	100%

(注) 百万円未満の金額については、四捨五入で統一しているため、合計額等が一致していない部分があります。

② 自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、展示事業等収入、寄附金収入等があります。

展示事業等収入の内訳は、展覧会及び上映会の開催による入場料収入1,210百万円、公募団体等への会場提供による公募展事業収入315百万円、不動産賃貸収入151百万円、その他事業収入169百万円、雑益9百万円となっております。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

当法人では、社会及び環境への配慮の方針として「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を定めており、毎年度環境物品等の調達を推進するほか、電気使用量、ガス使用量及びコピー用紙等の使用量の削減に努めております。

(8) 法人の強みや基盤を維持・創出していくための源泉

当法人は、ナショナルコレクションとして体系的・通史的にバランスのとれた所蔵作品の蓄積を継続し、4万6千点を超える作品と、8万7千本を超える映画フィルムを所蔵しております。所蔵作品のジャンルは、絵画、版画、素描、写真、立体、映像など多岐にわたり、この中には国指定重要文化財も含まれております。これらの保有資産を活用・公開することで、多様で秀逸な美術作品の鑑賞機会を提供するとともに、調査研究を行うことで、その成果を国立美術館の業務の充実等に生かすことに努めております。

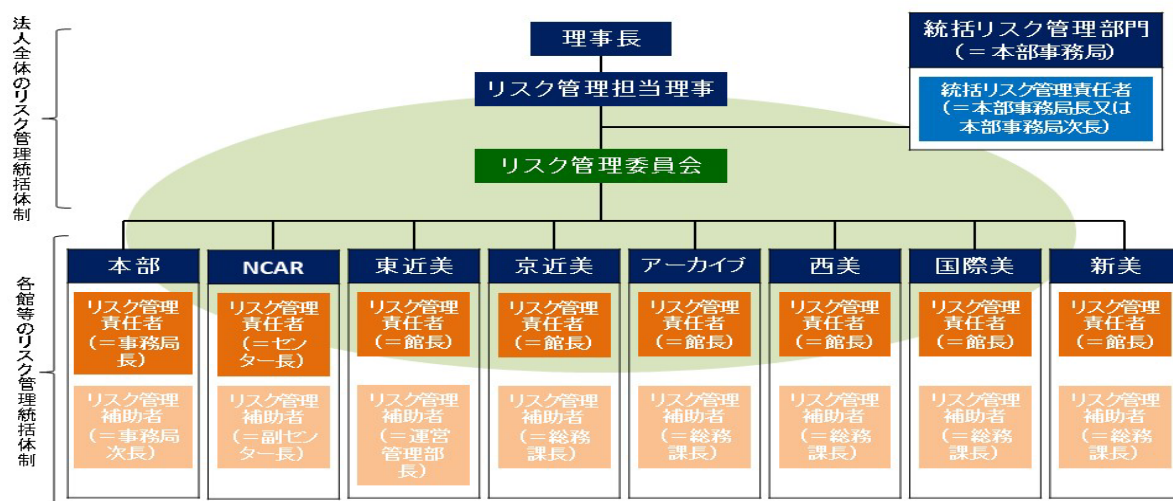
8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

法人全体で取り組むべき重要な課題（リスク）に対応するため、令和5年度はリスク管理委員会を2回開催し、リスク管理計画の見直しを行いました。

また、外部有識者で構成する運営委員会や外部評価委員会を通じて、外部の視点からのリスクの把握に努めるとともに、監事や会計監査人との意見交換を通じて法人運営に影響を及ぼすリスクの把握に努めております。

国立美術館 リスク管理体制組織図



(注) NCAR : 国立アートリサーチセンター

(2) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

【作品の管理・活用】

美術作品は、恒温恒湿に維持された収蔵庫で保管しておりますが、収蔵庫の狭隘・老朽化が喫緊の課題となっております。平成30年度に抜本的な改善の方策を各館単位及び法人全体で策定しておりますが、方策の実現は予算その他の制約から困難なため、当面は外部の民間倉庫の借用により対応しております。

また、美術作品の活用に当たっては、所蔵者、寄託者、著作権者等との関係の維持や、権利関係の確認が必要となるリスクがあり、顧問弁護士への相談等を通じて適切な取り扱いに努めております。

【情報管理】

「独立行政法人国立美術館情報セキュリティポリシー」に基づき CISO（最高情報セキュリティ責任者）を設置するとともに、副 CISO（最高情報セキュリティ副責任者）を設置し、情報資産の安全な運用管理のための組織体制の強化を図っております。

CISO は、情報セキュリティ委員会を開催し、国立美術館の情報セキュリティ対策実施状況の把握及び情報セキュリティ対策実施計画の推進を図り、全職員を対象に情報セキュリティ研修を実施するなど、情報セキュリティの向上に取り組んでおります。

9 業績の適正な評価の前提情報

1. 美術振興事業

国立美術館は、我が国の美術振興の中心的拠点として、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開していくことが求められており、展覧会等を通じた多様な鑑賞機会を広く国民に提供するとともに、我が国の美術創造活動の活性化、我が国現代作家の国際的な評価を高めることに資する活動の推進などに積極的に取り組む必要があるため、以下の事業を行っています。

(1) 多様な鑑賞機会の提供

- ① 所蔵作品展
- ② 企画展
- ③ 上映会等
- ④ 地方巡回展等

(2) 美術創造活動の活性化の推進

- ① 公募団体等への展覧会会場の提供
- ② 国が顕彰・育成してきた芸術家のための発表機会の提供
- ③ 新しい美術の動向や現代作家の積極的な紹介

(3) 美術に関する情報の拠点としての機能の向上

- ① 国立アトリサーチセンターにおける国内美術館所蔵作品等の情報の国内外への発信
- ② 国立美術館所蔵作品等のデジタル化・データベース化、所蔵作品検索システムの充実
- ③ 美術情報・資料の収集、レファレンス機能の充実

(4) 教育普及活動の充実

- ① 幅広い学習機会の提供及びラーニングコンテンツ等の開発
- ② ボランティアや支援団体との相互協力等による教育普及事業及び企業や地域等との連携による事業の開発・実施等

(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信

- ① 調査研究
- ② 調査研究成果の発信

(6) 快適な観覧環境の提供

- ① 高齢者、障害者、外国人等を含めた入館者本位の快適な観覧環境の形成
- ② 入場料金、開館時間等の弾力化
- ③ ミュージアムショップ、レストラン等の充実

2. ナショナルコレクション形成・活用・継承事業

国立美術館は、我が国唯一の国立の美術館として、我が国の近現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションを形成し、海外の主要な美術館と交流するとともに、これらの貴重な国民的財産を適切に保存・管理し、確実に後世に伝え、継承していくことが必要です。このため、国立美術館は、コレクションの充実を図るとともに、作品の保管環境の改善を進めています。

3. ナショナルセンター事業

国立美術館は、我が国美術の国際的な評価を高め、新たな価値を創造していく観点から、海外の主要な近現代美術関係機関の動向や美術に関する国内外の市場動向に関する情報を含めた情報の収集・整理を行い、国内外に発信するとともに、国内美術館や美術関係者、海外の主要な美術館、作家等と連携し、美術を通じた国際交流を推進するなど、美術振興のナショナルセンターとして、我が国の美術館活動全体の活性化に寄与することが必要であるため、以下の事業を行っています。

(1) 国内外の美術館等との連携・協力等

- ① 国内外の研究者の招聘によるシンポジウムの開催等
- ② 我が国の作家、美術作品による展覧会開催のための海外の美術館との連携・協力
- ③ 全国の美術館等との人的ネットワークの形成等
- ④ 国立アートリサーチセンターによる連携・協力

(2) ナショナルセンターとしての人材育成

- ① 美術教育の一翼を担うナショナルセンターとしての活動
- ② 今後の美術館活動を担う中核的人材の育成

(3) 国内外の映画関係団体等との連携等

- ① 映画フィルムの収集・修復・復元・貸与
- ② 所蔵映画フィルム検索システムの拡充等各種情報の収集・発信等
- ③ 映画助成システムの改善等に関する協力
- ④ 非フィルム資料のアーカイブ化に関する取組
- ⑤ ロケーションデータベースの運営
- ⑥ 情報発信、人材育成に係る機能強化

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 令和5年度の自己評価

(単位：百万円)

項目	評定 (※)	行政コスト
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
1 美術振興の中心的拠点としての多彩な活動の展開	A	5,149
(1) 多様な鑑賞機会の提供		
(2) 美術創造活動の活性化の推進		
(3) 美術に関する情報の拠点としての機能向上		
(4) 教育普及活動の充実		
(5) 調査研究の実施と成果の反映・発信		
(6) 快適な観覧環境の提供		
2 我が国の近・現代美術及び海外の美術を体系的・通史的に提示し得るナショナルコレクションの形成・継承	B	862
(1) 所蔵作品の収集		
(2) 所蔵作品の保管・管理		
(3) 所蔵作品の修理・修復		
(4) 所蔵作品の貸与		
3 我が国における美術館のナショナルセンターとして美術館活動全体の活性化に寄与	A	1,875
(1) 国内外の美術館等との連携・協力等		
(2) ナショナルセンターとしての人材育成		
(3) 国内外の映画関係団体等との連携等		
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置		
1 業務の効率化の状況等	B	
2 給与水準の適正化等		
3 情報通信技術を活用した業務の効率化		
Ⅲ 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画		
1 財務内容の改善に関する事項	B	
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項		
1 内部統制	B	
2 人事に関する計画		
3 その他業務に関し必要な事項		
法人共通		2,123
合計		10,009

※評語の説明

S：法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果

が得られていると認められる。

A：法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求められる。

詳細については、自己評価書を参照ください。

自己評価書 https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/houkoku

(2) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
評価(※)	B	B	—	—	—

※評価の説明

S：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求められる。

1 1 予算と決算との対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	増減理由
収入			
運営費交付金	7,739	7,739	
展示事業等収入	1,504	1,853	入場料収入の増加
施設整備費補助金	400	920	前年度予算に係る工事の完了
文化芸術振興費補助金	-	4	文化庁からの補助金の受入
受託収入	-	101	文化庁からの受託事業
寄附金収入	650	769	国立美術館への寄附の受入
計	10,293	11,386	
支出			
人件費	1,246	1,285	
管理部門経費	804	1,004	前年度予算の業務達成
事業部門経費	7,192	7,058	
施設整備費	400	920	前年度予算に係る工事の完了
文化芸術振興費	-	4	文化庁からの補助金の受入
受託事業費	-	101	文化庁からの受託事業
寄附金事業費	650	577	寄附金を財源とした経費の繰越
計	10,293	10,949	

(注) 百万円未満の金額については、四捨五入で統一しているため、合計額等が一致していない部分があります。

詳細については、決算報告書を参照ください。

(https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/zaimu/yosan)

1 2 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産	8,443	流動負債	8,124
現金及び預金	6,773	運営費交付金債務	2,143
賞与引当金見返	118	賞与引当金	118
その他流動資産	1,553	その他流動負債	5,864
固定資産	209,421	固定負債	1,273
有形固定資産	208,631	資産見返負債	579
無形固定資産	43	資産除去債務	27
投資その他の資産	747	退職給付引当金	667
		負債合計	9,398
		純資産の部	金額
		資本金	81,019
		資本剰余金	126,763
		利益剰余金	684
		純資産合計	208,467
資産合計	217,864	負債純資産合計	217,864

(注) 百万円未満の金額については、四捨五入で統一しているため、合計額等が一致していない部分があります。

(2) 行政コスト計算書

(単位：百万円)

区分	金額
損益計算書上の費用	8,206
経常費用	8,206
臨時損失	0
その他行政コスト	1,803
行政コスト合計	10,009

(3) 損益計算書

(単位：百万円)

区分	金額
経常費用	8,206
業務費	6,233
一般管理費	1,974
経常収益	8,344
運営費交付金収益等	5,688
自己収入等	2,392
その他	100
引当金見返に係る収益	164
臨時損失	△0
臨時利益	－
目的積立金取崩額等	－
当期総利益	138

(注) 百万円未満の金額については、四捨五入で統一しているため、合計額等が一致していない部分があります。

(4) 純資産変動計算書

(単位：百万円)

区分	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	81,019	124,263	546	205,828
当期変動額	－	2,500	138	2,638
その他行政コスト	－	△1,803	－	△1,803
当期純利益	－	－	138	138
その他	－	4,304	－	4,304
当期末残高	81,019	126,763	684	208,467

(注) 百万円未満の金額については、四捨五入で統一しているため、合計額等が一致していない部分があります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区分	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	256
投資活動によるキャッシュ・フロー	36
財務活動によるキャッシュ・フロー	－
資金増加額	292
資金期首残高	6,481
資金期末残高	6,773

(参考) 資金期末残高と現金及び預金との関係

(単位：百万円)

区分	金額
資金期末残高	6,773
現金及び預金	6,773

詳細については、財務諸表を参照ください。

(https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/zaimu/yosan)

1 3 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

当事業年度末現在の資産合計は217,864百万円となっており、主な内訳は美術品・工芸品103,835百万円、土地66,484百万円、建物37,260百万円並びに現金及び預金6,773百万円です。

負債合計9,398百万円となっており、運営費交付金債務2,143百万円（前事業年度比115百万円増）、預り寄附金3,399百万円（前事業年度比192百万円増）、未払金2,297百万円（前事業年度比731百万円増）及び退職給付引当金667百万円（前事業年度比8百万円増）などにより、前事業年度比で842百万円増加しています。

純資産合計は208,467百万円となっており、内訳は資本金（政府出資金）81,019百万円、資本剰余金126,763百万円（前事業年度比2,500百万円増）及び利益剰余金684百万円（前事業年度比138百万円増）となっております。

(2) 行政コスト計算書

当事業年度の行政コストは、損益計算書上の費用8,206百万円、その他行政コスト1,803百万円により、10,009百万円となっております。

内訳としては、美術振興事業5,149百万円、ナショナルコレクション形成・継承事業862百万円、ナショナルセンター事業1,875百万円及び法人共通2,123百万円となっております。

(3) 損益計算書

当事業年度の経常費用は8,206百万円、経常収益は8,344百万円となっており、経常利益が138百万円となっております。前中期目標期間繰越積立金の取崩額は計上しておらず、当期総利益が138百万円となっております。

経常費用の内訳は、美術振興事業費3,998百万円、ナショナルコレクション形成・継承事業費636百万円、ナショナルセンター事業費1,600百万円及び一般管理費1,974百万円であり、経常収益の主な内訳は、運営費交付金収益5,164百万円、展示事業等収入1,853百万円、受託収入101百万円、寄附金収益438百万円、補助金等収益4百万円、施設費収益520百万円などになります。

(4) 純資産変動計算書

当事業年度の純資産は208,467百万円（前事業年度比2,638百万円増）となっております。主な要因は、資本剰余金が、美術品・工芸品の増加3,115百万円、国立新美術館の土地購入400百万円、施設整備費補助金による固定資産の取得788百万円及び減価償却相当累計額の増加（資本剰余金の減少）1,802百万円により2,500百万円増加したことになります。

(5) キャッシュ・フロー計算書

当事業年度のキャッシュ・フローは292百万円の資金増加となっております。

これは、業務活動によるキャッシュ・フローが、所蔵作品の購入による支出2,269百万円、人件費の支払による支出2,032百万円、その他の業務支出3,334百万円、運営費交付

金収入 7,453 百万円、入場料収入 1,220 百万円等により、256 百万円の資金増加となっており、投資活動によるキャッシュ・フローが、有形固定資産の取得による支出と施設費による収入により、36 百万円の資金増加となっているためです。

1 4 内部統制の運用に関する情報

<内部統制の運用（業務方法書第14条）>

国立美術館は、役員（監事を除く。）の職務の執行が通則法、国立美術館法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとしています。

令和5年度においては、内部統制委員会を3月に開催しました。

<監事監査・内部監査（業務方法書第23、第24条）>

監事は、法人の業務及び会計に関する監査を行います。監査結果報告書を理事長に通知し、監査の結果、改善を要する事項があると認めるときは報告書に意見を付すことができます。

また、理事長は、国立美術館の資産及び会計の適正を期することを目的に、役員又は職員のうちから監査員を命じて内部監査を行わせており、令和5年度においても、本部を含む全館について監査を行っております。

<入札及び契約に関する事項（業務方法書26条）>

入札及び契約に関する規定を整備することとしており、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等を定めています。契約事務の適切な実施等を目的として契約事務取扱規則に基づき契約監視委員会を2月に開催しました。

1 5 法人の基本情報

(1) 沿革

平成13年 4月 東京国立近代美術館、京都国立近代美術館、国立西洋美術館及び国立国際美術館4館で構成される独立行政法人国立美術館として発足

平成18年 7月 国立新美術館を機関設置

平成30年 4月 国立映画アーカイブを機関設置

令和 2年10月 東京国立近代美術館工芸館が東京都から石川県金沢市に移転開館

令和 3年 4月 東京国立近代美術館工芸館の正式名称を国立工芸館と改める

令和 5年 3月 国立アトリサーチセンターを設置

第1期中期目標期間 平成13年4月～平成18年3月

第2期中期目標期間 平成18年4月～平成23年3月

第3期中期目標期間 平成23年4月～平成28年3月

第4期中期目標期間 平成28年4月～令和 3年3月

第5期中期目標期間 令和 3年4月～令和 8年3月

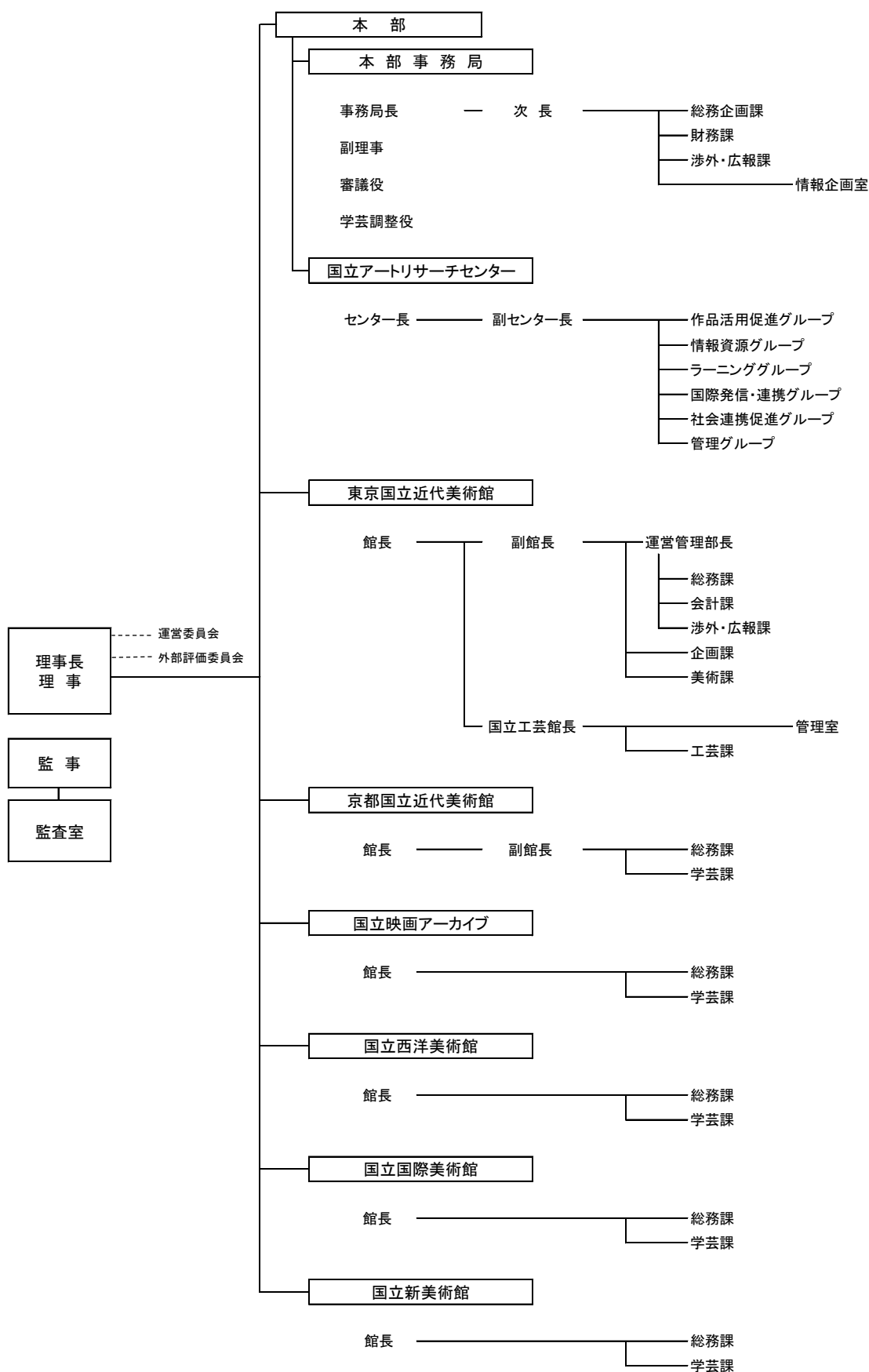
(2) 設立に係る根拠法

独立行政法人国立美術館法（平成11年法律第177号）

(3) 主務大臣（主務省所管課等）

文部科学大臣（文部科学省文化庁企画調整課）

(4) 組織図 (令和6年3月31日現在)



(5) 事務所の所在地

本 部：東京都千代田区北の丸公園 3－1 東京国立近代美術館内
東京国立近代美術館：東京都千代田区北の丸公園 3－1
京都国立近代美術館：京都府京都市左京区岡崎円勝寺町 2 6－1
国立映画アーカイブ：東京都中央区京橋 3－7－6
国立西洋美術館：東京都台東区上野公園 7－7
国立国際美術館：大阪府大阪市北区中之島 4－2－5 5
国立新美術館：東京都港区六本木 7－2 2－2

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益財団法人等の状況

当事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データの経年比較

(単位：百万円)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
資産	204,300	207,787	211,139	214,384	217,864
負債	5,789	5,534	7,881	8,556	9,398
純資産	198,512	202,253	203,258	205,828	208,467
行政コスト	9,540	8,370	8,386	9,183	10,009
経常費用	6,555	6,258	6,284	7,302	8,206
経常収益	6,437	5,963	6,376	7,314	8,344
当期総利益	53	372	121	38	138

(8) 翌事業年度に係る予算、収支計画及び資金計画

① 予算

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	8,050
展示事業等収入	1,679
寄附金収入	650
施設整備費補助金	100
計	10,479
支出	
人件費	1,538
一般管理費	954
事業部門経費	7,237
寄附金事業費	650
施設整備費	100
計	10,479

② 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	8,732
人件費	1,430
賞与引当金見返	125
退職給付引当金見返	60
一般管理費	923
事業部門経費	5,428
寄附金事業費	650
減価償却費	116
収益の部	
経常収益	8,732
運営費交付金収益	6,102
展示事業等収入	1,679
寄附金収益	650
資産見返負債戻入	116
賞与引当金見返に係る収益	125
退職給付引当金見返に係る収益	60

③ 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	10,479
業務活動による支出	10,297
投資活動による支出	182
資金収入	10,479
業務活動による収入	10,379
運営費交付金による収入	8,050
展示事業等による収入	1,679
寄附金収入	650
投資活動による収入	100
施設整備費補助金による収入	100

詳細については、年度計画を参照ください。

(https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/nendo_keikaku)

1 6 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金及び預金	: 現金、預金
その他流動資産	: 棚卸資産、未収入金、立替金など
有形固定資産	: 土地、建物、機械装置、車両、工具器具備品、美術品・収蔵品など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する有形の固定資産
無形固定資産	: ソフトウェア、電話加入権など独立行政法人が長期にわたって使用又は利用する無形の固定資産
運営費交付金債務	: 独立行政法人の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、未実施の部分に該当する債務残高
政府出資金	: 国からの出資金であり、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
資本剰余金	: 国から交付された施設費や寄附金などを財源として取得した資産で、独立行政法人の財産的基礎を構成するもの
利益剰余金	: 独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	: 損益計算書における経常費用、臨時損失
その他行政コスト	: 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	: 独立行政法人のアウトプットを生み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

業務費経費	: 独立行政法人の事業に要した費用
一般管理費経費	: 独立行政法人の一般管理に要した費用
人件費	: 給与、賞与、法定福利費等、独立行政法人の職員等に要する経費
減価償却費	: 業務に要する固定資産の取得原価をその耐用年数にわたって費用として配分する経費
補助金等収益	: 国・地方公共団体等の補助金等、国からの運営費交付金及び施設整備費補助金のうち、当期の収益として認識した収益
自己収入等	: 入場料収入、公募展事業収入、寄附金収益などの収益
その他	: 資産見返運営費交付金戻入、資産見返寄附金戻入、資産見返物品受贈額戻入、資産見返補助金等戻入等が該当
臨時損益	: 固定資産の除却及び売却、為替差損等が該当

④ 純資産変動計算書

当期末残高：貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー：

独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表すサービスの提供等による収入、原材料、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー：

将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表す固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー：

増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済などが該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する報告書等として、以下の報告書等を作成しています。

① 国立美術館業務実績報告書

② 自己評価書

https://www.artmuseums.go.jp/corporate_info/gyoumu/houkoku

以上